

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、  
当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第  
195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規  
定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
町(大字)	字	地 番	町(大字)	字
寺泊北曾根	箴割	6 3 7から6 4 1までの各一部、6 4 2の1の一部、 6 4 3の1、6 4 4の1、6 4 5の1	野中才	
寺泊新長	草薙	1 1 9の一部、1 2 2、1 2 3の1、1 2 3の2、 1 2 4、1 2 5、1 2 6の一部、1 2 7の一部、 1 2 8の1の一部、1 3 1の一部、1 3 2、1 3 3、 1 3 4の1、1 3 4の2、1 3 5、1 3 6の一部、 1 3 7の1、1 3 7の2、1 3 8の1の一部、 1 3 8の2の一部、1 4 2の一部、1 4 3の一部、 1 4 6の一部		
五千石	三平	2 7 6 3の一部、2 7 6 4の5の一部、 2 7 6 6の3の一部、2 7 6 6の5の一部、 2 7 6 7の一部		
野中才	上谷地	1 7 9 6の1の一部、1 7 9 7の1の一部、 1 7 9 8の1の一部、1 7 9 9の1、1 8 0 0の1、 1 8 0 1の1、1 8 0 2の1、1 8 0 3、1 8 0 4、 1 8 0 5の一部、1 8 0 9から1 8 1 2まで、 1 8 1 3の1、1 8 1 4の1、1 8 2 4の1の一部、 1 8 2 5の1の一部、1 8 2 6の1の一部、 1 8 2 6の4の一部		

及び当該変更に伴う公有地を含む

## 【備考】

- ・変更後は、大字名のみになります。
- ・地番は、換地処分により新たな地番となります。

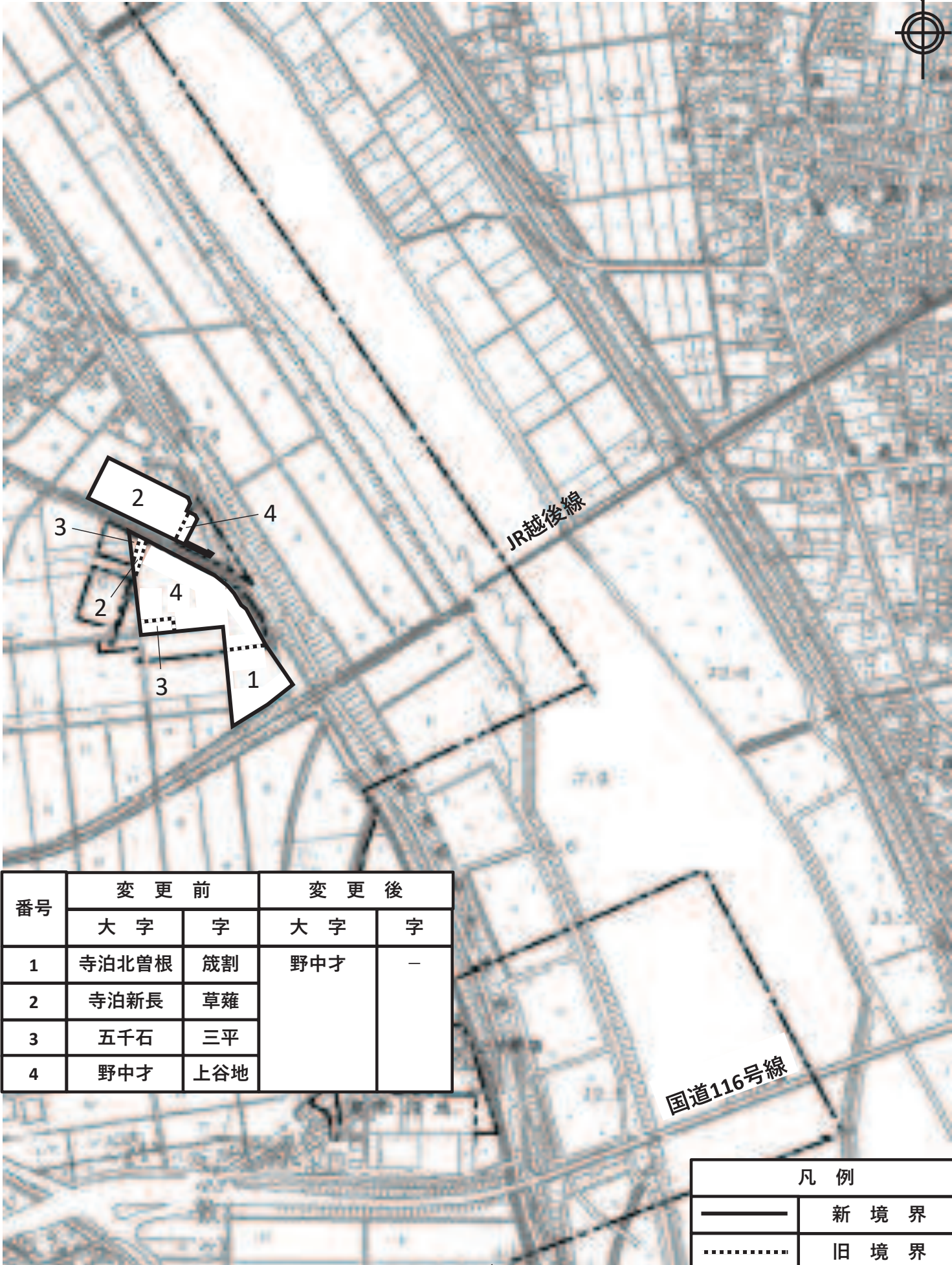
## 字変更を必要とした理由

下記土地改良事業の施行により、当市の区域内の字を変更し整理するものである。

## 記

1. 事業名 経営体育成基盤整備事業
2. 事業主体 新潟県
3. 地区名 潟地区
4. 換地区名 第2換地区
5. 換地処分予定年月 令和4年3月

# 字の区域変更略図（縮尺 1:7,500）



番号	変更前		変更後	
	大字	字	大字	字
1	寺泊北曾根	箴割	野中才	-
2	寺泊新長	草薙		
3	五千石	三平		
4	野中才	上谷地		

凡例	
———	新境界
- - - - -	旧境界